



事 務 連 絡

平成26年10月9日

各政令市保健所長
各健康福祉事務所長 } 様

健康福祉部健康局医務課長

持分なし医療法人への移行に関する計画の認定等について

標記のことについて、厚生労働省医政局医療経営支援課長から通知がありましたので、お知らせします。

なお、別添「持分なし医療法人」への移行に関する手引書及び様式等は厚生労働省ホームページ

：<http://www.mhlw.go.jp/topics.bukyoku/isei/igyoku/igyokeiei/ikoutebiki.html>
より取り出すこともできますので、ご活用ください。

また、下記団体の長及び病院もしくは老人介護保険施設を運営する持分あり医療法人の長に対しては、別途連絡済みであることを申し添えます。

記

兵庫県医師会
兵庫県歯科医師会
兵庫県病院協会
兵庫県民間病院協会
兵庫県精神科院協会
兵庫県医療法人協会